

改正	平成29年 3 月31日規則第28号	平成29年 5 月19日規則第35号
	平成31年 3 月19日規則第12号	令和元年11月15日規則第22号
	令和 3 年 3 月30日規則第32号	令和 5 年 3 月28日規則第24号
	令和 6 年 3 月25日規則第12号	令和 7 年 3 月25日規則第54号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則をここに公布する。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和6年規則12号〕

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出の取下げ)

第3条 法第11条第1項又は第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者は、これらの規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける前に当該計画の提出を取り下げ場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出取下届（第1号様式）により知事に届け出なければならない。

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔令和元年規則22号・7年54号〕

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明)

第4条 省令第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微変更該当証明申請書（第2号様式）に省令第3条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。

2 省令第13条の規定により知事が交付する書面は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微変更該当証明書（第3号様式）によるものとする。

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔令和6年規則12号・7年54号〕

(特定建築物に係る報告の徴収)

第5条 建築主等は、法第15条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、特定建築物状況報告書（第4号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

追加〔平成29年規則28号・7年54号〕

第6条 削除

削除〔令和元年規則22号〕

(特定建築物以外の建築物に係る報告の徴収)

第7条 削除

削除〔令和7年規則54号〕

(認定申請書に添えるべき図書)

第8条 省令第20条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）（建築物エネルギー消費性能向上計画が非住宅部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、当該登録省エネ判定機関に限る。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。

2 前項に規定するもののほか、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の審査を受けるよう申し出た建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合には、同条第7項の適合判定通知書又

はその写しを省令第20条第1項又は第26条の申請書に添えなければならない。

一部改正〔平成29年規則28号・令和3年32号・7年54号〕

(申請の取下げ)

第9条 法第29条第1項の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第31条第1項の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）を行った者は、これらの認定を受ける前に当該認定申請又は変更認定申請を取り下げる場合は、認定申請取下届（第6号様式）により知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成29年規則28号・令和3年32号・7年54号〕

(認定をしない旨の通知)

第10条 知事は、法第30条第1項又は法第31条第1項の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書（第7号様式）に省令第20条第1項又は第26条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成29年規則28号・令和3年32号・7年54号〕

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明)

第11条 省令第28条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の軽微変更該当証明申請書（第8号様式）に省令第20条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。

2 省令第28条の規定により知事が交付する書面は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の軽微変更該当証明書（第9号様式）によるものとする。

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔令和6年規則12号・7年54号〕

(工事完了の報告)

第12条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、工事完了報告書（第10号様式）に認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が行われたことが確認できる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成29年規則28号・令和6年12号〕

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に係る報告の徴収)

第13条 認定建築主は、法第32条の規定により知事から報告を求められたときは、エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書（第11号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成29年規則28号・令和3年32号・7年54号〕

(工事の取りやめ)

第14条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第12号様式）に省令第24条第2項の通知書（法第31条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第27条において準用する省令第24条第2項の通知書）を添えて、知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成29年規則28号・令和3年32号・6年12号・7年54号〕

(認定の取消し)

第15条 知事は、法第34条の規定により法第30条第1項の認定を取り消すときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（第13号様式）により認定建築主に通知するものとする。

一部改正〔平成29年規則28号・令和3年32号・7年54号〕

(建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等)

第16条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部（以下「条例別表」という。）576の4の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて当該各号に定める額と同項に規定する建築物の部分の区分に応じて定める額を合算した額とする。

(1) 非住宅部分で建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物を工場等（工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。）の用途に供する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

イ その他の場合 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額

(2) 非住宅部分で基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(前号アに掲げる場合を除く。) 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第4欄に定める額

(3) 住宅部分で基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準又は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準(以下「誘導仕様基準」という。)に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該判定に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

(4) 住宅部分で基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)若しくはイ(2)及びロ(1)に掲げる基準又は基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくはイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該判定に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額

(5) 住宅部分で基準省令第1条第1項第2号ロ(1)に掲げる基準(基準省令第5条第3項第2号の適用があるものに限る。)に適合するかどうかの審査を受ける場合(前2号に掲げる場合を除く。) 条例別表576の6の項の金額欄「ア 住宅部分」の「その他の場合」の区分中「床面積の合計」とあるのは「共用部分を除く床面積の合計」と読み替えて、同項の規定により算定した額

2 条例別表576の5の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて当該各号に定める額と条例別表576の4の項に規定する建築物の部分の区分に応じて定める額を合算した額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同号に定める額に2を乗じて得た額

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる場合 それぞれ当該各号に定める額

3 条例別表576の6の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて当該各号に定める額と同項に規定する建築物の部分の区分に応じて定める額を合算した額とする。

(1) 認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該認定申請に係る別表第3の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(2) 非住宅部分で工場等の用途に供する場合(前号に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 基準省令第10条第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該認定申請に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

イ その他の場合 当該認定申請に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額

(3) 非住宅部分で基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(前2号に掲げる場合を除く。) 当該認定申請に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第4欄に定める額を合算した額

(4) 住宅部分で誘導仕様基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(第1号に掲げる場合を除く。) 当該認定申請に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

(5) 住宅部分で基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(第1号に掲げる場合を除く。) 当該認定申請に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額

(6) 住宅部分で基準省令第10条第2号ロ(1)に掲げる基準(基準省令第14条第2項第2号の適用があるものに限る。)に適合するかどうかの審査を受ける場合(前号に掲げる場合を除く。) 条例別表576の6の項の金額欄「ア 住宅部分」の「その他の場合」の区分中「床面積の合計」とあるのは「共用部分を除く床面積の合計」と読み替えて、同項の規定により算定した額

4 条例別表576の7の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて当該各号に定める額と条例別表576の6の項に規定する建築物の部分の区分に応じて定める額を合算した額とする。

(1) 変更認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該変更認定申請に係る別表第3の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(2) 前項第2号に掲げる場合（前号に掲げる場合を除く。） 前項第2号に定める額に2を乗じて得た額

(3) 前項第3号から第6号までに掲げる場合（第1号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める額

一部改正〔平成29年規則28号・令和元年22号・5年24号・7年54号〕

（手数料の免除又は減額）

第17条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける者が県の機関の長である場合は、条例別表576の4の項及び576の5の項に規定する手数料を免除する。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの条例別表576の4の項及び576の5の項に規定する手数料については、第1号に掲げるものにあつてはこれらの手数料を免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあつてはこれらの手数料の額の2分の1に相当する額を減額する。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内において、その災害により滅失し、又は損壊したため、災害発生の日から6月以内に工事に着手しようとする建築物

(2) 建築基準法第86条第1項若しくは第2項若しくは同法第86条の2第1項の規定による認定又は同法第86条第3項若しくは第4項若しくは同法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物

(3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅

(4) 道路法（昭和27年法律第180号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）による事業その他の公共事業の施行による立ち退きのため建築する建築物

(5) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅

(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要がある場合又は災害その他特別な理由がある場合において知事が特に必要があると認めた建築物

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る計画書に同項各号のいずれかに該当するものであることを証する書類を添付しなければならない。

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔令和元年規則22号・7年54号〕

（手数料納付票）

第18条 条例別表576の4の項から576の7の項までに規定する手数料を納付する者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料納付票（第14号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を省令で定める様式による申請書又は計画書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合は、この限りでない。

一部改正〔平成29年規則28号・令和6年12号・7年54号〕

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、法及び省令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成29年規則28号〕

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第28号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月19日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規則第12号）

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和元年11月15日規則第22号）

この規則は、令和元年11月16日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第 32 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の各規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日規則第 24 号抄）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日規則第 12 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日規則第 54 号抄）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別表第 1（第 16 条関係）

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	23, 000 円	28, 000 円	106, 000 円
床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	32, 000 円	38, 000 円	134, 000 円
床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	46, 000 円	52, 000 円	177, 000 円
床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	115, 000 円	123, 000 円	286, 000 円
床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	174, 000 円	182, 000 円	373, 000 円
床面積の合計が 1 万平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	216, 000 円	225, 000 円	449, 000 円
床面積の合計が 25, 000 平方メートル以上のもの	267, 000 円	279, 000 円	526, 000 円

追加〔平成 29 年規則 28 号〕、一部改正〔令和 7 年規則第 54 号〕

別表第 2（第 16 条関係）

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄
一戸建ての住宅であって住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合	床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの	22, 000 円	31, 000 円
	床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	23, 000 円	34, 000 円
その他の場合	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満	40, 000 円	62, 000 円
	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満	69, 000 円	104, 000 円
	床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満	125, 000 円	181, 000 円
	床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上	189, 000 円	264, 000 円

備考 その他の場合の第 3 欄の額の算定にあたり、基準省令第 5 条第 3 項第 2 号又は基準省令第 14 条第 2 項第 2 号の適用がある場合は、床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

追加〔令和 7 年規則 54 号〕

別表第 3（第 16 条関係）

区分			金額
住宅部分	一戸建ての住宅であって住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合	床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの	6, 000 円
		床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	6, 000 円
	その他の場合	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	12, 000 円
		床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上	25, 000 円

		2,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	55,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	98,000円
非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの		12,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		2万円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		33,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		98,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		154,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		195,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		243,000円

備考 基準省令第5条第3項第2号又は基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

一部改正〔平成29年規則28号・令和元年22号・5年24号・7年54号〕

第1号様式（第3条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号・6年12号〕

第2号様式（第4条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号・6年12号・7年54号〕

第3号様式（第4条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和6年12号・7年54号〕

第4号様式（第5条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号・6年12号〕

第5号様式（第7条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号・6年12号〕

第6号様式（第9条関係）

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号〕

第7号様式（第10条関係）

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号・7年54号〕

第8号様式（第11条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和3年32号・6年12号・7年54号〕

第9号様式（第11条関係）

追加〔平成29年規則28号〕、一部改正〔平成31年規則12号・令和6年12号・7年54号〕

第10号様式（第12条関係）

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号〕

第11号様式（第13条関係）

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号・7年54号〕

第12号様式（第14条関係）

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号・7年54号〕

第13号様式（第15条関係）

一部改正〔平成29年規則28号・31年12号・令和3年32号・6年12号・7年54号〕

第14号様式（第18条関係）（表面）（裏面）、別紙（表面）（裏面）

一部改正〔平成29年規則28号・35号・31年12号・令和3年32号・6年12号・7年54号〕